01

文京区景観計画等
を見直しました！

　文京区景観計画は、平成25年の策定以降、区の景観づくりの基本となる計画として、景観形成の取り組みを進めてきました。

　景観計画策定から10年以上が経過する中で、上位計画である文京区都市マスタープランの見直しやデジタル技術の進展、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの進展など、景観を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

　こうした状況を踏まえ、これまでの景観づくりの成果を継承しながら、新たな課題や社会状況の変化に対応し、より実効性の高い景観形成を推進するため、景観計画及び屋外広告物景観ガイドラインを見直しました。

1 文京区景観計画とは？

　文京区は平成12年度より、**景観基本計画**に基づき**景観指導・誘導**を実施しています。

　平成25年5月に景観法に基づく**『景観行政団体』**となり、文京区らしい魅力を生かしたきめ細かい景観づくりを推進するため、同年11月に**『文京区景観計画』**を策定し、区民等、建築行為を行う事業者、区が協働して景観づくりに取り組んでいます。

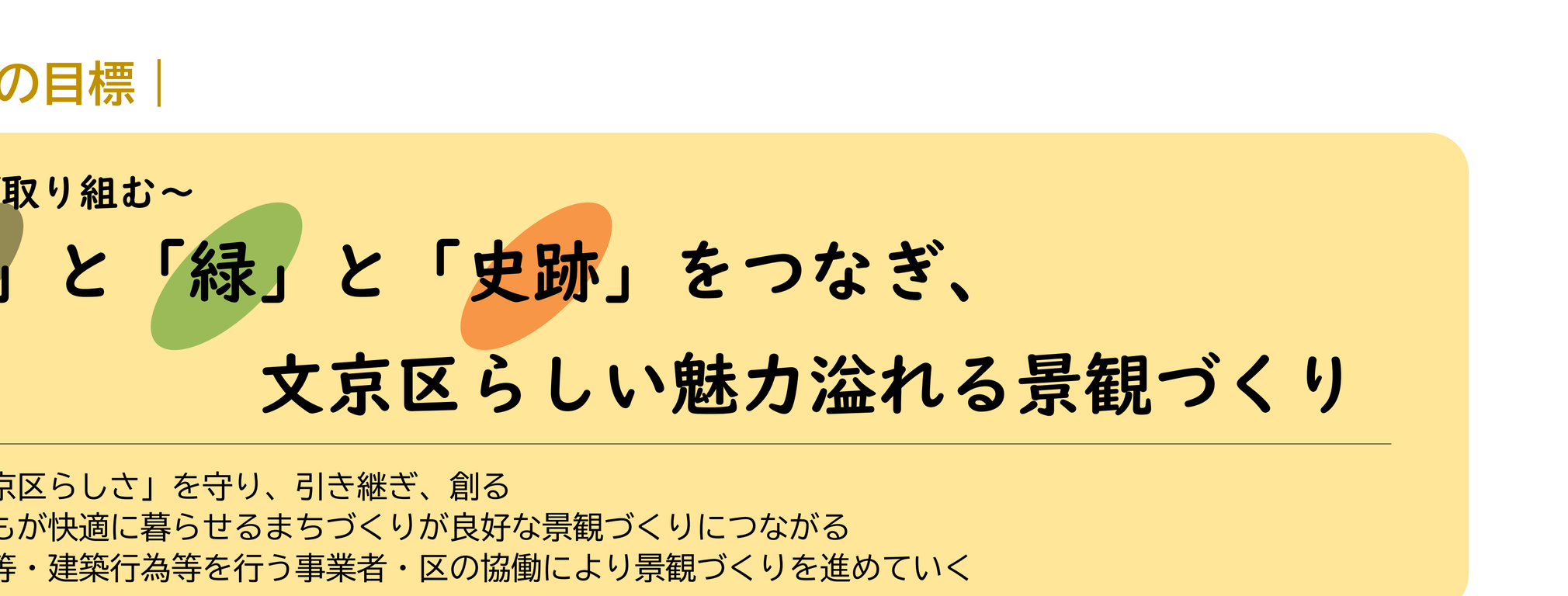
｜景観づくりの目標｜

～協働で取り組む～

「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい魅力溢れる景観づくり

- ●「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る
- ●だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる
- ●区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

｜文京区の7つの景観特性｜



02

2 景観計画等の見直し

見直しのポイント

①新たな景観課題や社会状況の変化への対応

文京区都市マスタープランに示された景観形成方針や拠点の位置付け等との整合を図るとともに、社会状況の変化や景観に影響を及ぼす新たな要素を踏まえ、景観形成の考え方を見直します。

②景観誘導の実効性向上

これまでの景観事前協議や景観アドバイザー制度の運用状況を踏まえ、景観形成基準や色彩基準等を見直し、よりきめ細かな景観誘導を図ります。

③現況を踏まえた計画内容の更新

区内の景観の変化を踏まえ、景観特性や掲載内容を更新するとともに、追録版として運用してきた「根津景観形成重点地区」及び「文化財庭園等景観形成特別地区（小石川植物園）」を本編に統合し、より分かりやすく整理します。

主な見直し項目

04 6.拠点の位置・各拠点の方針や基準
05 7.夜間景観の方針や基準
06 8.新たな景観要素（太陽光発電パネル）の基準
07 9. 色彩基準
08 10.緑や地域資源を活かした景観づくり
09 11.公共施設の景観づくり
10 12.新たな屋外広告物の方針や配慮事項

3 景観とは？

これらが一体となって見えるもの・積み重ねによりつくり上げられてきたもの



03

4 文京区の景観づくりの取組紹介

皆さまも
ぜひご参加
ください！

区では、区民や事業者等と協働しながら、地域への愛着や誇りを育み、良好な景観形成を推進するため、景観に関する普及啓発や情報発信、地域の特性を生かした景観づくりなど、様々な取組を進めています。

｜取組紹介｜

①地域特性を生かした景観づくり

②パンフレットや手引き、ホームページ等を活用した情報発信

③文の京景観賞

④景観に関する普及啓発活動（一般向け・こども向け）



第22回文の京景観賞
「日本医科大学付属病院 街並みと調和し地域に貢献する緑豊かな病院」



第23回文の京景観賞
「きれいにさきますように」



令和７年度「文京パチり」



令和８年度「まち並みウォッチング」

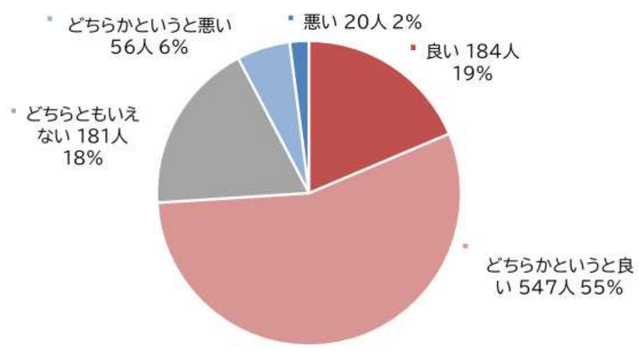
景観計画の見直しに当たっては、区内の大学と連携し、学生によるフィールドワークを実施しました。若い世代ならではの視点や新しい気づきがありました！

5 区民アンケート

文京区では、景観計画の見直しに向けて、区民の皆さまの意識やご意向を把握するアンケートを実施しました。その一部をご紹介します！

令和７年度文京区景観計画見直しアンケート（回答者数=988）

Q.文京区の景観は良いと思いますか？



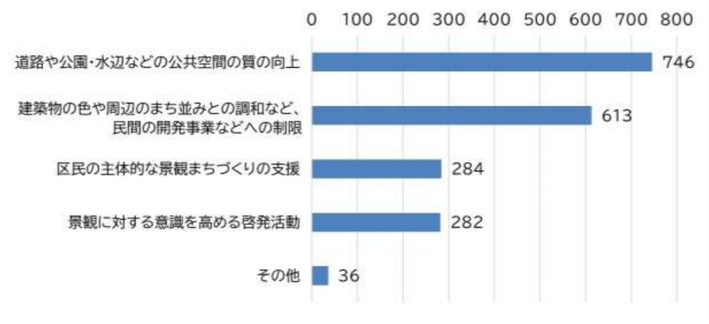
- 「良い」「どちらかというと良い」と回答した方が全体の**7割程度**を占めています。
- 「悪い」「どちらかというと悪い」と回答した方は全体の**1割程度**となっています。

Q.文京区にふさわしい景観として、守り育んでいく上で重要だと思う景観は次のうちどれですか。あてはまるものを3つまでお選びください。



- 「**庭園や寺社などの歴史・文化景観**」が最も多く、次いで「**公園や庭園などの緑の景観**」が多く挙げられました。
- 「**坂道の景観**」や「**下町風情のあるまち並み**」も多く選ばれました。

Q.今後、良好な景観形成をしていくための進め方として、どのようなことが重要と考えますか。あてはまるものを3つまでお選びください。



- 「道路や公園・水辺など公共空間の質の向上」「民間の事業者などへの制限」など、**行政による公共空間の整備**や、**規制誘導**といった方策を重要と考える回答が多く挙げられました。

04

6 拠点の位置・各拠点の方針や基準

４つの「拠点」を追加し、各拠点の景観特性・方針・基準を定めます。

文京区都市マスタープランの拠点の見直しにあわせて、「飯田橋駅周辺」「御茶ノ水駅周辺」「本郷三丁目駅周辺」「湯島駅周辺」を新たに拠点に追加し、各拠点の景観特性や方針、基準を定めます。また、根津・千駄木駅周辺は、下町風情あるまちに位置付け、基準の拡充を図ります。

茗荷谷駅・教育の森公園周辺

文教の薫りと緑が息づく
知性や活気あふれる文教景観の形成





白山駅周辺

下町情緒といちょう並木が織り成す
潤いと活気のある景観の形成

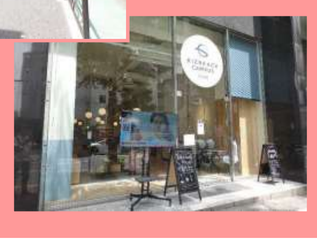




【新規】 本郷三丁目駅周辺

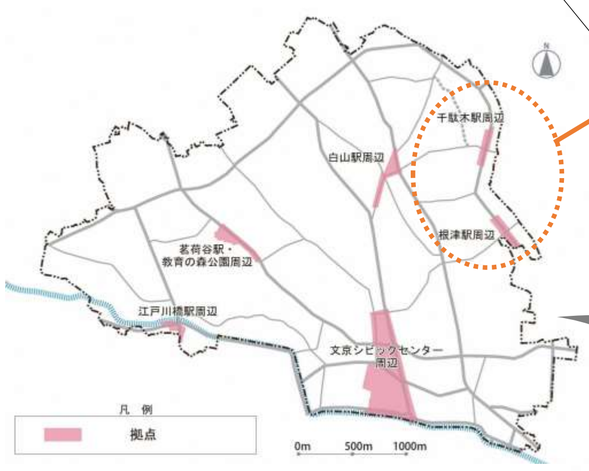
東京大学とのつながりを意識した
賑わいと歴史が交わる重層的な景観の形成





根津・千駄木駅周辺

「下町風情あるまちなみ」に位置づけ、基準を拡充します！



現行の拠点

【新規】 湯島駅周辺

「静」から「動」へと変化する
歴史や文化が感じられる景観の形成





見直し後の拠点

江戸川橋駅周辺

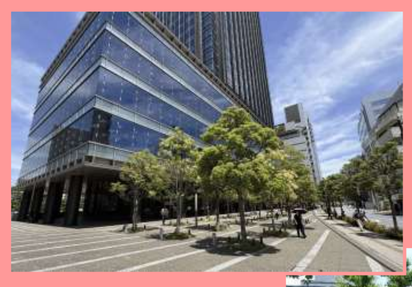
豊かな緑と水辺が織り成す
潤いとゆとりが感じられる景観の形成





【新規】 飯田橋駅周辺

水辺や庭園の緑と都市が織り成す
洗練された賑わいある都心景観の形成





文京シビックセンター周辺

都市的な街並みと豊かな緑が調和した
洗練された個性ある都心景観の形成





【新規】 御茶ノ水駅周辺

渓谷の水と緑と一体となった
知性や活気あふれる文教景観の形成





05

7 夜間景観の方針や基準

｜現状と課題｜

　現行計画では一般地区の夜間景観の基準を定めていますが、地域の個性を活かした夜間景観の基準が示されていません。夜の賑わいや活気を演出する地区だけでなく、過度な照明を抑え、落ち着いた夜間景観を大切にする地区など、様々な地域特性に応じた魅力ある夜間景観を形成していくことが重要です。



「地域特性に応じた夜間景観」の方針や基準を追加します。

｜地域特性に応じた夜間景観の基本方針と景観形成基準｜

景観	景観づくりの基本方針	景観形成基準
歴史・文化	**■ 歴史や下町風情が感じられる夜間景観を演出** 　歴史・文化的建造物周辺では夜間においても歴史的資源と調和した景観に配慮し、下町風情の残る店舗などでは、行燈や提灯など歴史の風情が感じられる夜間景観の形成を図ります。	➢ 屋外照明は、周辺の歴史・文化的建造物等の歴史資源と調和するよう配光や色温度に配慮し、趣のある落ち着いた照明計画とする。 
まちのまとまり	**低層住宅地基準→**	➢ 屋外照明は、過度な光の使用は控えながらも、エントランス部分や植栽へ照明を設置するなど、歩行者に安心感をもたらす照明計画とする。
	寺町基準→	➢ 屋外照明は、周辺の寺社などと調和するよう配光や色温度に配慮し、趣のある落ち着いた照明計画とする。
	下町風情あるまち基準→	➢ 商店街等では、生活を支える活気ある光で演出するとともに、屋外広告物の過度な照明は避ける。 ➢ 緑地やアプローチ等に照明を設置するなど、夜間でも適度な明るさを確保するよう努める。
骨格	**■ 地域特性にあった落ち着きや活気が感じられる幹線道路の夜間景観をつくる** 　文京区の幹線道路沿いは、周辺に大学や寺社なども多いことから、落ち着きの中に活気が感じられる夜間景観となっています。道路照明や街並みの漏れ光などと一体で、地域特性にあった落ち着き、賑わいや活気が感じられる魅力的な夜間景観を形成します。	➢ 屋外照明を設置する際は、歩行者やドライバーの目線からまぶしくないように配慮するとともに、信号機や道路標識、道路照明等との相互関係も考慮した照明計画とする。 
拠点	**■ 拠点としての魅力や賑わいある夜間景観を演出する** 　東京ドームや文京シビックセンター周辺は区のランドマークとなっており、冬にはイルミネーション等により華やかな演出が行われるなど個性ある魅力的な夜間景観となっています。御茶ノ水駅や茗荷谷駅周辺には大学など教育機関が集積しており、落ち着きや暖かみが感じられます。本郷三丁目、白山駅や湯島駅周辺の裏通りには歴史や下町風情が残っており、夜間においても拠点の特性にあった魅力や賑わいある景観を形成します。	各拠点の基準を定めました。 **例）文京シビックセンター** ➢ 区の中心拠点として、建築物や広場等の照明は、周辺の光環境との調和を図りながら、人々が集い交流できる魅力ある夜間景観の形成に配慮する。 

06

8 新たな景観要素（太陽光発電パネル）の基準

現状と課題

近年、脱炭素社会の実現に向けて太陽光発電パネルの普及が進んでおり、今後も、住宅などの屋根やビルの壁面への設置がさらに進むことが見込まれます。

太陽光発電パネルは、色彩や配置、光の反射などによって建築物や周辺の街並みの見え方に影響を与える場合があるため、再生可能エネルギーの利用を推進しながら、良好な景観との調和を図ることが重要です。

▼

「太陽光発電パネル」に関する基準を追加します。

基準の見直しの考え方

太陽光発電パネルを屋根や壁面に設置する際には、建築物全体のデザインや周辺の街並みとの調和に配慮することが大切です。そのため、**太陽光発電パネルを建築物と一体的に計画**し、設置する**屋根や外壁の形状・色彩に調和する配置やデザイン**にしましょう。また、**光沢や反射を抑えた仕様**とするなど、周辺への影響に配慮しましょう。

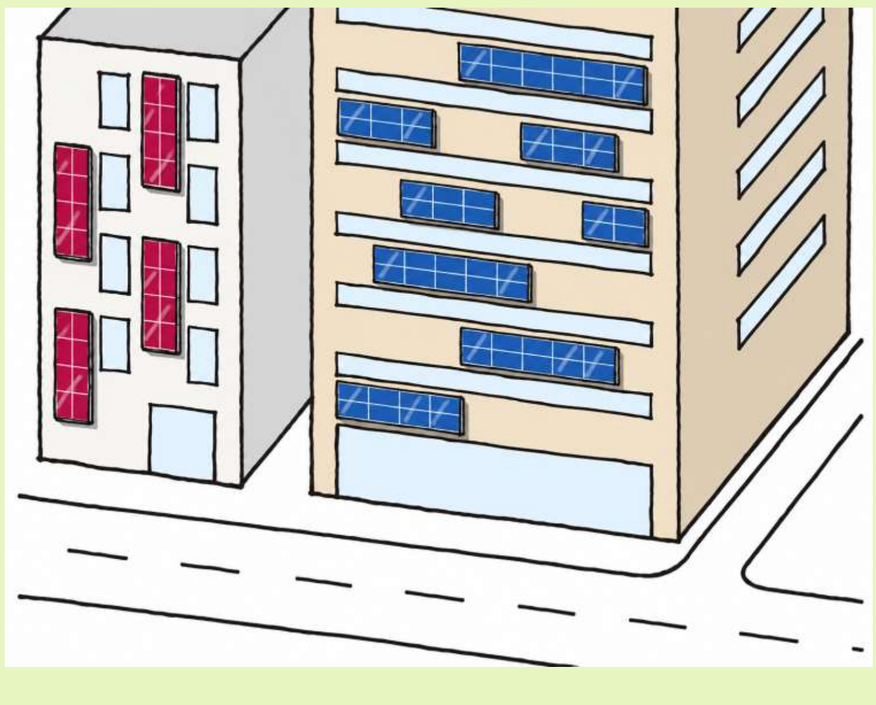
景観形成基準

■ 建築物の外壁等に附帯する室外機・配管設備・ダクト類・**太陽光発電パネル**や屋外階段などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、露出を抑えるとともに、配置や色彩を工夫するなど、建築物と一体的に計画する。

■ 屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔、**太陽光発電パネル**などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、配置、高さ、色彩、遮蔽等によって、目立たないよう工夫する。

■ **太陽光発電パネル**の色彩は、黒系統色等の暗色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度で、模様が目立たないものとする。また、架台等の附属部材も含め、光沢や反射が少なく、建築物と調和した色彩とする。

before



after



窓に沿ってパネルをまとめ、落ち着いた色彩とすることで外壁にまとまりが生まれます。

07

9 色彩基準

現状と課題

建築物の外壁に極端に明るい色や暗い色が使用されると、周辺の街並みから目立ちすぎる場合があります。また、屋根に明るい色を使用すると、光の反射などによって周辺の景観に影響を与える場合があります。こうしたことから、建築物の外壁や屋根について、それぞれの特性に応じた色彩への配慮が必要です。特に、歴史的な建造物や庭園などがある地域では、周辺の景観と調和した落ち着きのある色彩が求められます。

「色彩基準」を見直します。

基準の見直しの考え方

周辺の街並みと調和するよう、建築物の外壁には**極端に明るい色や暗い色の使用を避け**、屋根には明るさを抑えた色彩を使用しましょう。

また、歴史的な建造物や庭園などがある地域では、**周辺の建物や庭園の緑などと調和する、落ち着いた色彩**としましょう。

景観形成基準

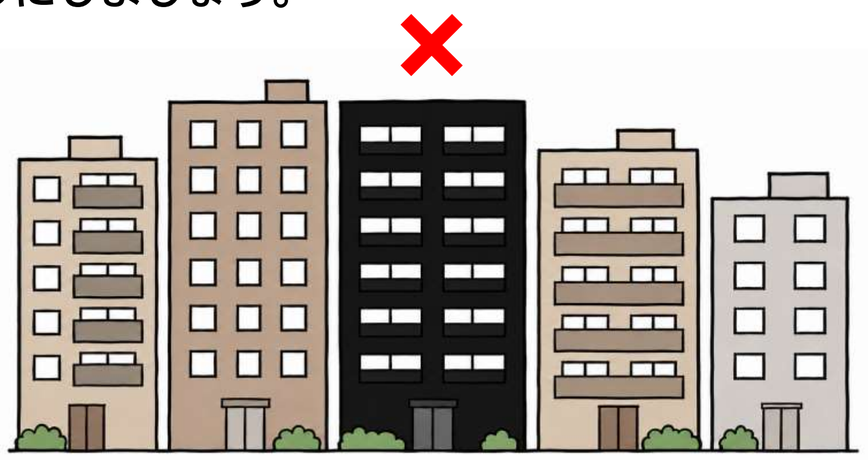
一般基準（区内全域に適用される基準）

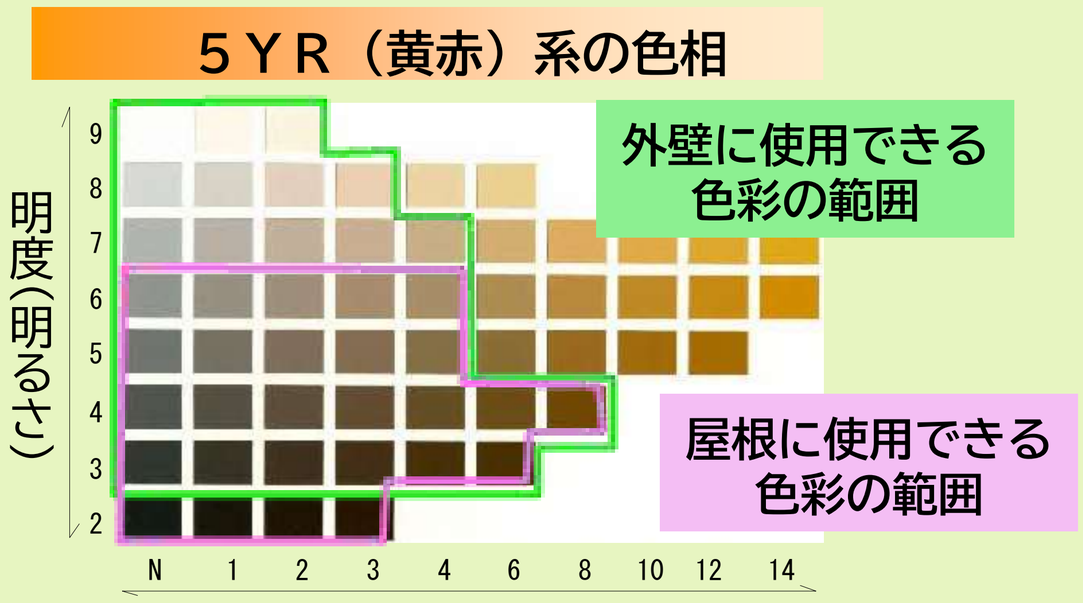
建物の「外壁」と「屋根」の色彩基準を分け、それぞれの特性に応じた基準を設定します。

■ 外壁：極端に暗い色彩による圧迫感を抑えるため、明度の下限を設定（明度3.0以上）

■ 屋根：明るい色彩によるまぶしさを抑えるため、明度の上限を設定（明度6.0以下）

極端に暗い（または明るい）外壁にならないようにしましょう。





文化財庭園等景観形成特別地区基準・根津景観形成重点地区基準

周辺の歴史的な建造物や庭園の緑などとの調和を図るため、外壁の明度の上限を設定します。

■ 文化財庭園等景観形成特別地区
　⇒明度の上限設定（8.5未満）

■ 根津景観形成重点地区（新規に基準を設定）
　⇒明度の上限設定（8.0以下）

周辺の歴史的な建物や庭園の緑と調和するように、外壁の明度を抑えましょう。



08

10 緑や地域資源を活かした景観づくり

現状と課題

文京区には多くの日本庭園、大学や公園、寺社などが存在し、まとまった緑が多く残っています。また、歴史的な建造物や由緒ある寺社仏閣や邸宅、坂道などに石積みの擁壁などが残っており、これらは、文京区の景観を形成する重要な要素となっています。

地域の歴史や文化、敷地の記憶を継承するために、緑や地域資源の保全が求められています。

「緑や地域資源の保全」に関する基準を追加します。

基準の見直しの考え方

敷地内や公園等に**良好な既存樹木がある場合は、保存・移植**に努めるようにしましょう。また、**歴史的な建造物や石積みの擁壁等も安全を確保しつつ可能な限り残し**、敷地の記憶の継承に努めるようにしましょう。



明治時代に建てられた木造建築（根津）

景観形成基準

緑の保全

■ 既存樹木がある場合は、地域の歴史や文化を伝える景観資源として保存・移植に努める。

地域資源の保全

■ 歴史や文化の趣が感じられる建築物等を建替える際には、使われていた素材やデザインなどを取り入れるなど、趣を引き継ぐよう配慮する。（現行基準）



歴史を感じる東京大学のレンガ塀（本郷）



鎧坂（本郷）

公共施設（公園・道路等）についても、緑や地域資源の保全を目指します。

公園等

■ 地形や景観資源、地域の歴史性等の魅力を活かした整備を進めます。

■ 緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。（現行基準）



デザインを復元した公園の外柵（本郷）

その他

■ 地域のシンボルとなっている樹木はできるだけ残し、生かす工夫をします。（現行基準）



地域のシンボルとなっているムクの老樹（小石川）

09

11 公共施設の景観づくり

「公共施設」に関する基準を充実させます。

道路や公園、学校などの公共施設は、まちの景観を形づくる大切な要素です。公共施設の整備に当たっては、区が率先して景観に配慮した整備を進め、良好な景観づくりを推進していくことが重要です。

公共建築物等（区役所・学校・図書館など）

■ 公共建築物は、**周辺地域とのかかわりや歴史性などを踏まえ**、その特性を尊重し、周辺の景観に調和するとともに、親しみや愛着が感じられるデザインとします。

■ 公共建築物等が隣接する場合は、**施設の一体感や配置、外構の調和**などに配慮します。



地域に親しまれている「文京シビックセンター」（春日）

公園等

■ **地形や景観資源、地域の歴史性等の魅力**を活かした整備を進めます。

■ 周辺の既存樹木や、四季を通じて楽しめる樹種の選定、配植などにより、**周辺の緑と一体的に豊かな緑の空間づくり**のほか、街並みの連続性や周辺への影響、**維持管理にも配慮**します。



震災復興公園として歴史的なカスケード等を保存した元町公園（本郷）

道路

■ 道路**周辺地域とのつながりやその特性を尊重**した魅力づくりに配慮します。

■ 隣接する他の公共施設の歩行者空間の一体化・協調化による**安全でゆとりのある歩行者空間**の確保に配慮するとともに、歩道部には、要所において**休憩スペースづくり**に配慮します。



礫川公園と一体でゆとりある歩行者空間（春日）

河川

■ 河川**周辺の地域とのつながりやその特性を尊重**した魅力づくりに配慮します。

■ 水辺の道には、要所において**休憩スペースや眺望点づくり**に配慮します。



神田川沿いの江戸川橋公園の休憩スペースや眺望点（江戸川橋）

10

12 新たな屋外広告物の方針や配慮事項

｜現状と課題｜



近年、技術の進化などにより**デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの新たな広告媒体**が増加しています。これらは、光だけでなく動きや音を伴い、景観や環境等に影響を及ぼす一方、容易に情報更新が可能なことから、地域貢献につながる事例もあり、適切に活用する必要があります。

「デジタルサイネージ等」の景観形成の方針や配慮事項を追加します。

｜景観形成方針｜



デジタルサイネージ等は、動き、光、音を伴い景観や環境に大きな影響を与えるため、**住宅地や歴史的な地域への設置は控え**ましょう。設置する場合は**街並みや安全に配慮した明るさや動き、表示内容等**を心掛け、**原則として音は出さない**ようにしましょう。

｜景観配慮事項｜

デジタルサイネージ等

■ 周辺環境に配慮した設置とする
- 住宅地や歴史的地域、交差点など見通しの良い場所、遠くから目立つ場所、急カーブ付近への設置は避ける
- 大きさを抑え、低層部に集約して設置する

■ 点滅・激しい動きを避け、周辺環境に配慮する

■ 消灯時間の設定や明るさに配慮する

■ 落ち着いた色彩（彩度や明度）とする

■ 原則として、音は出さないようにして、周辺環境に配慮する

■ コンテンツ（表示内容）に配慮する
- 公序良俗に反するもの、公衆に不快感や不安を与えるものは避ける
- 地域特性を踏まえた表現、地域貢献につながる活用を検討する



＊窓面等の開口部の内側から屋外に向けて表示するデジタルサイネージ等も、本ガイドラインの対象となります。

照明・光

■ 景観特性に合わせた適切な照明の設置

■ 景観特性に合わせた色温度の演出

■ 通りの魅力づくりや安心感につながるように、建築物壁面やエントランスの照明計画と一体的に広告物を計画する



図　地域特性に合った色温度の考え方



歴史的風情のあるエントランス



商業・業務施設のエントランス

11

12.新たな屋外広告物の方針や配慮事項

「仮囲い広告物」の景観形成の方針や配慮事項を追加します。

工事などの仮囲いは、**地域特性に合わせたにぎわい創出**や、**歴史・地域資源の魅力を伝えるデザイン**を取り入れ、設置される限られた期間を豊かに彩る特別な場所としてデザインしましょう。また、街なかで存在感を放つ要素だからこそ、**周辺の街並みとの連続性や安全性に配慮**することが大切です。



可能性アートプロジェクト仮囲い広告物

「特に配慮すべき地区」の景観の考え方や配慮事項を追加します。

景観計画では、「文化財庭園等景観形成特別地区」に関する屋外広告物の基準を定めており、屋外広告物景観ガイドラインにも「特に配慮すべき地区」として位置付けました。また、「拠点」の追加や色彩基準の「根津景観形成重点地区」の追加にあわせて、これら３つの地区を「特に配慮すべき地区」とし、各地区の方針、基準を定めます。

拠点

商業地・オフィス街｜
透明感のある素材で低層部に集約化、統一されたコンパクトな広告



文教地区｜
箱文字や切り文字などの建物と一体的なデザイン



下町風情が残る地域｜
店舗や通りの下町の雰囲気に合わせた、木やのれん等の広告物



根津景観形成重点地区

歴史・文化を感じる街並みとの調和





歴史の風情を感じる夜間景観





文化財庭園等景観形成特別地区

文化財庭園等、貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園等の周辺において良好な景観を形成し、**庭園等の内部からの眺望を保全**しています。



屋外広告物の表示等を制限する範囲は、**上図のオレンジの範囲**で、かつ、**地盤面から20ｍ以上**の部分です。

自家用広告物等は表示可能ですが、**屋上広告物や光源の使用を制限**し、**色彩基準を定めています**。